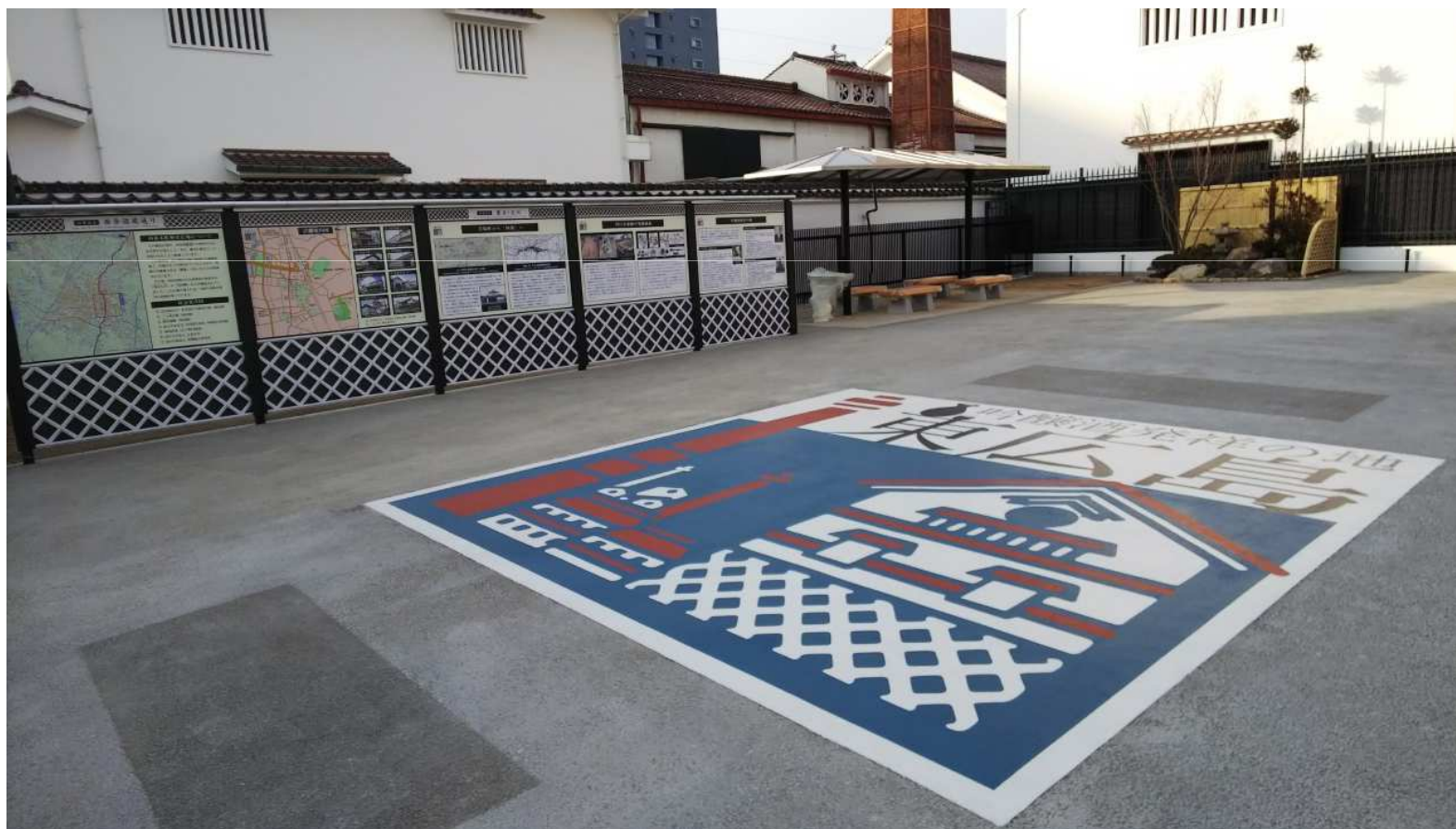


報告第9号

## 【報告】西条本町歴史広場の整備状況について

平成30年1月31日現在

- ロゴマークの舗装完了
- 観光案内板設置完了



# 西条本町歴史広場の使用について

## 使用にあたり許可を要する利用方法

(1) 物品の販売
(2) 業として写真撮影・映画撮影
(3) 興行
(4) 競技会、展示会、集会 または催し等のために 広場の全部又は一部を 独占して使用する行為
(5) 工事・資材置き場

## 使用を許可しない利用方法

内容	特別許可の可否
(1) 施設や設備の損傷させる行為	×
(2) 公序良俗を害する行為	×
(3) 威勢・騒音・他人への迷惑行為	×
(4) 暴走族の集会	×
(5) 樹木の伐採	○
(6) 土地の形質変更	○
(7) 張り紙や広告を表示する行為	○
(8) 車両の乗り入れ	○
(9) 目的外使用	○
(10) その他管理に支障のある行為	×

## 許可の可否の考え方

### ★不許可事項

(1) 暴力的不法行為
(2) 著しい騒音、他人に著しい不快の念、危害を及ぼす行為
(3) 教育委員会が不相当と認めるもの

- ① 企業の広告宣伝等の営利行為  
 ※酒蔵通りの振興に係る次のものを除く  
 ・市、市教委の主催共催  
 ・次の団体の支援イベント  
 東広島市観光協会、  
 東広島商工会議所  
 西条酒造協会
- ② 広場や通行する人等に対する行為  
 ・示威的行為  
 ・勧誘活動(政治・宗教)  
 ・中立性の阻害活動
- ③ 騒音、不快の念を与える行為  
 ・西条酒蔵通りに相応しくない  
 大音量のストリートミュージシャン、  
 大音量の辻説法等のことを想定